

子ども・子育て支援法に基づく特定事業に関する進捗状況

（児童虐待対策及び社会的養護体制の充実）

ー児童虐待防止対策及び社会的養護体制の充実に関するプランの考え方ー

改正児童福祉法の3つの基本理念「子どもが権利の主体」「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」のもと、児童相談所を設置する中核市として児童虐待予防対策から自立支援まで、地域に根付いた切れ目のない支援を行います。

◎児童虐待の発生予防

児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明記され、子どもへの支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが裏付けられました。児童虐待相談件数が増加している中、虐待対応強化のため新設した「こども家庭支援センター」を中心に、子どもに係る関係部局、地域における社会資源及び関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことにより市全体で虐待の発生予防に取り組みます。

◎社会的養護体制の充実

「虐待の発生予防」「子ども主体の生活体制の構築」「自立支援、アフター・ケア」「児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実」の4つの方向性に基づき、具体的な取り組みを含めて、施策等を着実に実施していきます。

※本資料の実績欄及び今後の予定欄中の（家支）はこども家庭支援課、（児相）は児童相談課、（健管）は健康管理支援課、（地健）は地域健康課を表す。

【取り組みの方向性Ⅰ 虐待の発生予防】

I-1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

子どもへの必要な支援の漏れを無くすため、地域の社会資源、関係機関等と連携を図り、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。

また、虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施します。

(1) 児童虐待防止協力体制の整備			
児童相談所が中心となり、保健・福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員等との協力体制を構築し、連絡会や研修会を開催することにより、虐待防止の推進を図ります。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	0歳～18歳未満
R3実績	・主任児童委員連絡会議への参加 年15回（家支） ・新型コロナウイルスの影響により、研修会を開催できなかった。（児相）		
今後の予定	・主任児童委員連絡会に参加し、協力体制の強化を図ります。（家支） ・新型コロナウイルスの状況を踏まえ、連絡会等を開催し、児童虐待防止の推進を図ります。（児相）		

(2) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催			
児童の福祉に関する活動を行っている者の知識や経験を活用して、支援を必要とする子どもや保護を必要とする子どもへの具体的な対応方針を決めていきます。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満、妊婦
R3実績	児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会として設置した「横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議」を開催。 全体会議 年1回（書面）、実務担当者連絡会議 年4回（書面）、サポートチーム会議 年193回		
今後の予定	全体会議、実務担当者連絡会議、サポートチーム会議を開催し、支援対象児童等への見守り支援について協議します。		

(3) 児童虐待防止推進月間への取り組み			
毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R3実績	・本庁舎展示コーナー、Cosuka Bayside Stores でパネル展示を行った。(家支) ・オレンジリボンを作製し職員が率先して身に着けた。また市民配布を行う等により周知・啓発に努めた。(家支) ・ティボディエ邸のライトアップ、平和中央公園モニュメント点灯(オレンジ色／パープル)を行った。(家支) ・横須賀中央駅前児童虐待防止の横断幕を掲示した。(児相)		
今後の予定	・市内商業施設展示スペース、本庁舎内展示コーナー等でパネル展示を行います。(家支) ・オレンジリボンを配布し啓発します。(家支) ・市内観光スポットでライトアップを行います。(家支) ・横須賀中央駅前児童虐待防止の横断幕を掲示します。(児相)		

I-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

児童相談所を設置した中核市のため、市全域を一つの児童相談所に対応していること、また、児童相談課・こども家庭支援課(要支援児童担当)・こども健康課(母子保健担当)(R4～地域健康課)が同じ「はぐくみかん」内にある強みを生かし、迅速な連携と切れ目のない支援を実施します。

(1) 要支援家庭に対する支援の連携			
児童相談課とこども家庭支援課、こども健康課(R4～地域健康課)、教育委員会支援教育課がこども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況について情報共有や進行管理を定期的に行い、連携して個別の状況に応じた適切な支援を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満、妊婦
R3実績	分科会 計30回(5地区で隔月開催。うち5回は書面会議)		
今後の予定	分科会を5地区で隔月開催し、支援の進行管理を行います。		

(2) 妊娠・出産期からの連携			
妊娠期から出産・子育て期にかけて包括的で切れ目のない支援を行い、個別ケアが必要と思われる世帯に対しては、必要な支援に繋がります。			
R 2 策定時担当課	こども健康課	対象年齢等	誕生前～就学前、妊婦、保護者
R 4 担当課	健康管理支援課、地域健康課		
R 3 実績	・ 乳幼児健診の実施 乳児 98.7% 1歳6か月 98.0% 3歳6か月 96.0% (健管) ・ 妊娠届出時（母子健康手帳交付時）にアンケートの実施（地健） ・ こんにちは赤ちゃん訪問の実施 延 4,046 件（地健） ・ 母子保健相談事業実績 1,081 件（地健）		
今後の予定	引き続き事業を実施し、乳幼児一人ひとりにあった支援に繋がります。（健管及び地健）		

(3) 未就園児世帯等への訪問からの連携(新規)			
子どもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～12歳
R 3 実績	関係機関との連携により対象児童を把握し、安全確認を行った。 全員の安全確認済み。訪問件数 延181件		
今後の予定	関係機関との連携により対象児童を把握し、家庭訪問等の方法により安全確認を実施します。		

I-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

支援を要しない家庭から、見守りを要する家庭、さらに積極的な支援を要する家庭まで様々な状況に関わり、また、DV(ドメスティック・バイオレンス)の家庭環境を把握することで、より重篤とならないようきめ細やかな支援を行っていきます。

(1) 子育てホットラインの設置			
子育てに関する悩みや相談について、24時間365日いつでも対応ができる体制を整備します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満、妊婦
R 3 実績	24時間365日、電話での子育て相談を実施した。 年間対応件数：2,720件		
今後の予定	24時間365日、電話での子育て相談を実施します。		

(2) 専門職員による相談体制			
保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施します。			
R 2 策定時担当課	こども家庭支援課、 児童相談課、こども健康課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満、保護者、 支援者
R 4 担当課	こども家庭支援課、 児童相談課、地域健康課		
R 3 実績	・保健師、社会福祉士が子育てに関する相談に対応 年 3,097 件（家支） ・臨床心理士が性格・行動の問題や家族関係の悩みに対応 新規相談 128 件 うち継続相談 95 件 相談延回数 1,149 回（家支） ・幼児期の育児に悩む親への心理士による親子支援相談の実施 延 390 件（家支） ・育児中の親に対する精神科医によるメンタルヘルス相談の実施 延 6 件（家支） ・保健師、児童心理司、児童相談員を配置し、専門的な相談に対応（児相） ・育児に悩む乳児の親へ心理士による周産期メンタルヘルス相談の実施 52 回 延 73 人（地健）		
今後の予定	引き続き保健師や社会福祉士、心理士等の専門職員による各種相談を実施します。（家支、児相及び地健）		

(3) 一時的な養育支援（ショートステイ）			
疾病や育児不安の家庭を支援するため、乳児院等において一時的な養育ができる環境を整備します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 3 実績	コロナ禍でも受け入れられるよう、施設に加えショートステイファミリー（里親）にも委託し、ショートステイを実施した。 延 5 件 延日数 13 日		
今後の予定	ショートステイが円滑に利用できる運営方法を検討し、新型コロナウイルス感染症感染拡大で受け入れ困難な場合は、代替案として一時保育やファミリーサポートセンター、児童相談所を案内します。		

(4) 育児支援を必要とする家庭への訪問			
関係機関等において養育支援が必要と判断された家庭に対して、市が積極的に関与し、助産師やヘルパーが訪問支援します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	誕生前～18 歳未満、妊婦、保護者
R 3 実績	助産師による訪問相談支援 13 回 ヘルパーによる家事育児援助 225 回		
今後の予定	養育支援が必要な家庭に対し、助産師による訪問相談支援、ヘルパーによる家事育児援助を実施します。		

(5) メンタル・フレンドの派遣			
ひきこもり等の子どもに対して、年齢が近く、児童福祉に熱意のある大学生等をその家庭に派遣して、子どもの健全な育成・支援を行います。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 3 実績	メンタル・フレンド登録者数 6 人 メンタル・フレンド派遣児童数 4 人 メンタル・フレンド延派遣回数 7 回		
今後の予定	引き続き、メンタル・フレンドの派遣を実施します。		

(6) DV被害者支援			
子どもの目の前でのDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。			
R 2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課	対象年齢等	—
R 4担当課	こども家庭支援課、地域健康課		
R 3実績	・女性相談員によるDV相談を実施した。(家支) ・児童相談所及び関係機関との連携を図った。(家支) ・DVネットワーク連絡会を開催した。(家支) ・乳幼児健診や地区活動等でDVが疑われる状況を把握した場合、相談を受け支援に繋げた。(地健)		
今後の予定	・女性相談員によるDV相談を実施します。(家支) ・児童相談所と及び関係機関と連携します。(家支) ・DVネットワーク連絡会を開催します。(家支) ・引き続き、地区活動等から問題の早期発見。早期支援に努めます。(地健)		

【取り組みの方向性Ⅱ 子ども主体の生活体制の構築】

Ⅱ－１ 子どもの権利擁護の推進

年齢及び発達段階に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先されるよう、子ども一人一人の健やかな成長、自由に意見を発することなどを保障するとともに、施設職員・養育者への権利擁護に関する研修を実施します。

(1) 「子どもの権利ノート」の配布			
施設（里親等）に入所が決まった子ども全員に、自分に権利の主体があることなどを記した「子どもの権利ノート」を配布し、その理由をしっかりと説明します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳未満の施設入所児童等
R 3 実績	施設（里親等）に入所が決まった児童全員に、担当ケースワーカーが「子どもの権利ノート」を配布し、説明を行った。		
今後の予定	権利ノートの内容を改訂し、より一層わかりやすい説明に努めます。		

(2) 施設内への「意見箱」の設置			
「意見箱」は、子どもが意見・権利を示すことができる重要なものである意識を持ち、設置を実施します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 3 実績	児童養護施設内に「意見箱」を設置し、自分の意見を伝えることができる手段とした。（家支及び児相）		
今後の予定	引き続き、「意見箱」を設置し、対応をしていきます。（家支及び児相）		

(3) 施設内での「子ども会議」の推進			
子ども自らが主体的に意見等を出し合い、取りまとめる「子ども会議」について、その意義等が着実に浸透するような取り組みを行います。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳未満の施設入所児童
R 3 実績	一時保護所において、児童集会を開催し、児童等の意見交換等を行った。		
今後の予定	引き続き、一時保護所において児童集会を開催し、児童等の意見交換等を行います。		

(4) 施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施			
施設職員や里親・ファミリーホームの養育者に対して、「子どもの権利」の徹底のための研修を市が主体となって開催します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	新型コロナウイルスの影響により、研修を実施することができなかった。		
今後の予定	引き続き、新型コロナウイルスの状況を見て、研修を実施します。		

Ⅱ－２ 里親等委託の推進

平成 29 年度末において、21.5%だった里親委託率について、本計画目標値である 45%を達成するため、児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携をして、里親養育包括支援（フォスタリング）として、里親の登録数を増やすための啓発活動、里親登録数の増加による質の低下を招かないための研修、里親への長期にわたる支援を実施します。

(1) 里親登録数増加のための新たな取り組み（拡充）			
市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など、今まで実施していない新たな取り組みを充実させます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	・ 新型コロナウイルスの影響により、10 月に予定していた里親フォーラムは中止した。 ・ Cosuka Bayside Stores、横須賀市役所本庁舎会計課窓口前展示コーナーに里親制度に関するパネル展示をし、周知啓発を図った。 ・ 里親委託率 33.6%（令和 4 年 3 月 1 日現在）		
今後の予定	・ 10 月には里親フォーラムを実施する予定です。 ・ 横須賀市役所本庁舎北口展示コーナーで里親制度に関するパネル展示を行います。		

(2) 里親研修・里親訪問等の実施（新規）			
児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親向け研修や委託前後の里親への訪問等を実施し、里親を包括的に支援します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	・ 11 月に里親向けの研修を実施した。 ・ 委託前後の里親への訪問等を実施した。		
今後の予定	今後も里親向けの研修・訪問等実施する予定です。		

(3) 専門職員による支援の充実(拡充)			
児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	里親委託推進連絡会を2回実施し、連携を図った。 (新型コロナウイルスの影響により2回中止)		
今後の予定	今後も年4回実施する予定です。		

(4) 里親会との連携			
里親会の活動を支援するとともに、「里母会」等と連携を図り、里親のより良い養育体制を築いていきます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	里親会理事会に出席し、また、各活動の連携を図った。		
今後の予定	引き続き、里親理事会に出席し、各活動の連携を図ります。		

Ⅱ－3 特別養子縁組の推進

平成27年度から先行して、民間あっせん団体との協働による特別養子縁組の推進や、民間あっせん団体に登録している養親が本市の子どもをできる限り新生児期から養育して愛着関係の構築を図るといった取り組みを実施しています。

これらの特徴を生かして、今後も養子縁組里親の登録促進と併せて県内児童相談所と連携し、特別養子縁組の成立数の増加を目指します。

(1) 民間あっせん機関との協働			
現在連携している4つのあっせん機関の特徴を踏まえ、安全なマッチングを図ります。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	特別養子縁組にかかる事案がなかったため、協働はなかった。		
今後の予定	事案が発生した場合には、民間あっせん機関と連携し、特別養子縁組を推進します。		

(2)「思いがけない妊娠」への対応			
「にんしん SOS カード」を市内医療機関等に配布し、特別養子縁組が選択肢の1つになるよう、周知・啓発を行います。			
R 2策定時担当課	児童相談課、こども健康課	対象年齢等	思春期から周産期の女性
R 4担当課	こども家庭支援課、児童相談課		
R 3実績	「にんしん SOS/女性健康支援相談電話」の相談カードを作成し、医療機関、大型商業施設、庁内関係機関等 40 施設 90 か所に 3,321 枚を配架して、周知に努めた。(家支及び児相)		
今後の予定	引き続き、相談カードを作成し、医療機関や大型商業施設などへ効果的に配架することで周知・啓発を行います。(家支及び児相)		

(3) 養子縁組里親の周知（拡充）			
里親登録数増加の取り組みと併せて、養子縁組里親の制度等の周知を図るとともに、登録数の増加を目指します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	Cosuka Bayside Stores、横須賀市役所本庁舎会計課窓口前展示コーナーに里親制度に関するパネル展示をし、周知啓発を図った。その結果、1 組、養子縁組里親の登録があった。		
今後の予定	里親フォーラムなどを実施し、登録数の増を目指します。		

Ⅱ－４ 施設の高機能化・地域分散化

児童養護施設においては、引き続き社会的養護を必要とする子どもの支援全般に取り組んでもらうとともに、施設の地域分散化を検討していきます。

乳児院においては、乳児に特化している専門性のもと、乳児の一時保護や病虚弱等児童の対応全般など、乳児院にしか担えない業務の更なる高機能化を図っていきます。

(1) 施設の機能強化			
国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派遣など、市独自の補助を実施します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	・市独自の基準で、国の基準を上回る職員配置を行った。(家支) ・各児童養護施設に学習講師を派遣した。 講師派遣時間数 751.5 時間 (児相)		
今後の予定	・今後も継続し、手厚い対応を行っていきます。(家支) ・引き続き、学習講師を派遣します。(児相)		

(2) 里親啓発・支援の実施（新規）			
里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援（フォスタリング）業務を実施します。また、施設の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	・ 11 月に里親向け研修を実施した。 ・ 里親支援専門相談員による里親宅への訪問等を実施した。		
今後の予定	引き続き、里親向け研修等を実施します。		

(3) 親子再構築への取り組み（拡充）			
家庭支援専門相談員を配置し、児童養護施設等の子どもの家庭復帰にむけた親子再構築支援を実施します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	・ 児童養護施設 2 か所と、乳児院に家庭支援専門相談員を配置し、保護者等への相談援助や、里親委託推進のための支援等を行った。（家支） ・ 再構築・再統合の親子交流プランの作成・実施をした。（児相）		
今後の予定	・ 引き続き、同様の支援を行います。（家支） ・ 引き続き、親子交流プランの作成・実施をします。（児相）		

(4) ファミリーホームの設置検討（新規）			
施設の地域分散化を図るため、ファミリーホームの設置検討を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	新規ファミリーホームの開設希望者に、現時点での制度の説明等を行った。（家支及び児相）		
今後の予定	今後も新規開設の希望があれば、その都度、対応していきます。また、市内の児童養護施設と、ファミリーホームの設置について検討をしていきます。（家支及び児相）		

(5) 施設、里親・ファミリーホーム退所者への自立支援（新規）			
18 歳を迎えて、施設や里親、ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	18 歳～22 歳
R 3 実績	関係機関と調整しながら、自立支援コーディネーターの令和 4 年度配置に向けて準備を行った。（家支及び児相）		
今後の予定	自立支援コーディネーターを配置し、対象者の支援を行います。（家支及び児相）		

【取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア】

Ⅲ－１ 子どもが望む自立への支援

施設等を退所して自立をしなければならないタイミングで、次のステージが進学・就職に関わらず、子ども一人一人が希望する方向にたどり着けるよう支援します。

(1) 「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用			
社会的養護の子どもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	0歳～18歳未満
R 3 実績	・対象となる児童はいなかった。 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。		
今後の予定	対象となる児童が発生した場合、就労等の支援を行います。		

(2) 施設への職業指導員の配置			
児童養護施設の子どもが個々の希望や適性に応じて、職業選択ができるよう、職業指導員を配置します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	—
R 3 実績	児童養護施設2か所に配置し、職業選択のための相談・助言、実習や講習等による職業指導、就職の支援や退所後のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助等を行った。		
今後の予定	今後も継続して行っています。		

(3) 学習指導講師の派遣			
児童養護施設の子どもに家庭学習の習慣づけの支援となるよう、学習指導講師を派遣します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	施設入所児童
R 3 実績	児童養護施設に学習講師を派遣した。講師派遣時間数 751.5 時間		
今後の予定	引き続き、学習講師を派遣します。		

(4) 学校外での活動の支援			
自立に向けた選択肢の幅が広がるよう、学校外での塾や習い事にかかる費用の一部を補助します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	—
R 3 実績	学校外活動費として、学習塾や習い事にかかる経費の一部を、措置費として支弁した。		
今後の予定	引き続き、補助を継続していきます。		

(5) 身元保証人の費用補助			
施設長が、退所する子どもの住まい等の身元保証人になる際の負担を減らすため、その費用の補助をします。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳～20 歳未満
R 3 実績	施設長が保証人となるため、その保険料を負担した。 就職時の身元保証 7 人、賃貸住宅棟賃借時の連帯保証 3 人		
今後の予定	引き続き、身元保証等の費用を負担します。		

Ⅲ-2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

市で実施している自立支援の会議の充実、自立援助ホームによる社会的自立の推進、施設養育や里親・ファミリーホームによる養育を受けていた者への引き続きの自立支援全般を担う「自立支援コーディネーター」の配置により、自立後も安心して相談できる体制を整えます。

(1) 青少年自立支援関係機関連絡会議の開催			
社会的養護の子どもを含め、社会生活が困難である青少年に対する支援を効果的に実施するために、「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	15 歳～39 歳
R 3 実績	・ 1 月 26 日、青少年自立支援関係機関連絡会議全体会議を開催（書面開催）し、前年度の個別検討会議の開催状況と検討内容に関する報告を行った。 ・ 各機関から今年度のコロナ禍における青少年自立支援の取組や、With コロナ時代に必要な環境整備について報告いただいた。		
今後の予定	引き続き、「青少年自立支援関係機関連絡会議」及び「個別検討会議」を開催します。		

(2) 自立援助ホームによる自立支援（拡充）			
主に 18 歳から 20 歳までの者に対して、社会に出るまでの中間施設である自立援助ホームで、相談や日常生活上の援助、就労支援により、自立を支援します。また、自立を促進するため、日頃から自立援助ホームが主体となって、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、企業等と積極的なネットワークづくりを進めます。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	18 歳～20 歳
R 3 実績	・自立援助ホームに対して、必要な相談等を行った。（家支） ・施設退所後の就労については、施設とともに支援を実施した。（児相）		
今後の予定	・今後も継続して行っています。（家支） ・「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用等を検討し、対応していきます。（児相）		

(3) 自立支援コーディネーターの配置（新規）（再掲）			
18 歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	18 歳～22 歳
R 3 実績	関係機関と調整しながら、自立支援コーディネーターの令和 4 年度配置に向けて準備を行った。（家支及び児相）		
今後の予定	自立支援コーディネーターを配置し、対象者の支援を行います。（家支及び児相）		

【取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実】

Ⅳ－１ 児童相談所の機能強化

令和２年度からは、児童相談課とこども家庭支援課による「こども家庭支援センター」の新設で組織体制を強化し、平成３０年１２月に国から示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にある職員の配置基準見直しなどを踏まえ、里親支援や保護者支援など社会的養護にかかる者への支援の強化など量的拡充・質的向上を図っていきます。

(１) 弁護士配置			
法的対応体制強化のため、弁護士を配置し、子どもに関わる様々な法律問題や保護者とのトラブル防止に努めます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	非常勤の法律担当弁護士を１名配置し、法的対応を図った。		
今後の予定	引き続き、非常勤の法律担当弁護士を１名配置します。		

(２) 精神科医師配置			
医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	非常勤の精神科医を２名配置し、医学的な助言等を受けた。		
今後の予定	引き続き、非常勤の精神科医を２名配置します。		

(３) 学識経験者・実務経験者によるスーパーバイズ			
学識経験者による専門的助言の体制強化を図り、ケースワークにおける効率的・効果的な対応を行います。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	非常勤の児童相談所スーパーバイザーを１名配置し、助言等を受けた。		
今後の予定	引き続き、非常勤の児童相談所スーパーバイザーを１名配置します。		

(４) 児童相談所職員の充実			
児童福祉司・児童心理司の適切な配置を行い、ケースワークとカウンセリングの充実を図ります。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	厚生労働省の基準に基づき、児童福祉法施行取扱規則に児童福祉司・児童心理司の数を定め、厚生労働省の基準に基づき職員配置を行った。		
今後の予定	引き続き、適正な職員配置を行います。		

IV-2 一時保護体制の充実

本市の一時保護所では、当面、現状の職員体制、シェルター機能を維持しながら、子どもの安心・安全な環境を常に整備し、国の「一時保護ガイドライン」をもとに適切な支援を行います。

(1) 一時保護所のしおりの作成			
子どものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等を子どもの年齢に応じて説明します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	一時保護所児童
R 3 実績	一時保護所の入所時に、一時保護所内のルール等について、しおりにより説明を行った。		
今後の予定	引き続き、しおりにより丁寧な説明を行います。		

(2) 一時保護ガイドラインの徹底			
職員研修により、一時保護ガイドラインの内容を職員へ徹底します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	一時保護ガイドラインにより、一時保護を実施した。		
今後の予定	引き続き、ガイドラインによる一時保護を実施します。		

(3) 関係機関との連携			
触法少年等の一時保護の対応方法について、警察等と検討を図ります。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 3 実績	その子の特性にあわせた必要な対応を、相談しながら行った。		
今後の予定	引き続き、相談や検討をしながら対応していきます。		

(4) 里親への一時保護の拡大			
一時保護所の生活では通学、外出が難しい状況であることから、通学が必要な子どものために、一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	0歳～18歳未満
R 3 実績	一時保護を委託した里親は、6組だった。		
今後の予定	引き続き、里親と連携を図りながら、一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。		